

## 総合福祉会館運営審議会の設置について

本市の中核市移行に伴い、保健センターと総合福祉会館が開催していました「吹田市立総合福祉会館及び吹田市立保健センター運営審議会」を令和元年度で廃止し、総合福祉会館が単独で運営する審議会を下記のとおり令和2年度から新たに設置するものです。

なお、保健センターの運営に係る審議は保健所運営協議会に引き継がれる予定となっています。

### 記

- 1 審議会 吹田市立総合福祉会館運営審議会  
・総合福祉会館の運営について審議します。
- 2 委員 医療担当者、福祉団体の代表者、市内の公共的団体の代表者、学識経験者、公募市民 計10名以内で構成します。
- 3 委員任期 2年とします。  
・現行の委員は令和3年3月31日までが任期となっていますが、令和2年3月31日付けで解嘱とし、新たに選出される委員は令和2年度から委嘱します。